

仕 様 書

1 件名

中型バス車両レンタル業務単価契約

2 車両運行业務の内容

(1) 中型バス車両（旅客席数30人程度）のレンタル

3 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4 予定運行日数

25日程度（増減有） うち土日利用予定回数：7日程度

5 対象時間

原則として午前8時30分から午後5時30分まで

※発注者の行事の都合により、この時間の範囲外の発注をする事があり得る。

6 履行方法

発注者は、利用日の2週間前までに、申し込みを行うものとする。ただしそれ以降の申込みであっても、提供可能な場合、受注者は応ずるものとする。

7 レンタル1回ごとの金額の算定方法

(1) 平日と休日、それぞれ3時間ごとに料金設定を行う。

(2) 借上料に燃料費は含めないものとする。

8 保険補償

使用する中型バスが下記の保険補償を具備すること。

(1) 対人 1名につき無制限（自賠責保険含む）

(2) 対物 1事故につき無制限（免責0円）

(3) 車両 1事故につき時価まで（免責0円）

(4) 人身傷害 1名につき3,000万円

ア 搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含みます）につき、運転者の過失割合にかかわらず、損害を補償する。

イ 給付される保険金を超える損害額は発注者が負担する。

ウ 万一事故・盗難・故障・汚損等を起こし、車両の修理・清掃等が必要になった場合、その期間中の営業補償の一部として、レンタカーで自走し予定の営業店舗に返却した場合は2万円、レンタカーで自走できず予定の営業店舗に返却できなかった場合は5万円を負担する。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方協議のうえ定めることとする。